名古屋港管理組合請負工事検査要綱

平成18年8月1日訓第15号

(目的)

第1条 この要綱は、工事施行規程(昭和39年訓令第12号。以下「施行規程」という。)に基づき、本組合が行う工事の検査について必要な事項を定め、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の適正かつ効果的な施工の確保及び品質確保を図ることを目的とする。

(検査職員)

第2条 検査職員は、施行規程第34条により指定された者とする。

(検査の種類)

- 第3条 検査の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 完成検査 完成検査は、次の場合に行うものとする。
 - ア 工事が完成したとき。
 - イ 施行規程第31条第2項に規定する指定部分(以下「指定部分」という。)に係る工事が完成したとき。
- (2) 既済部分検査 既済部分検査は、次の場合に工事の既済部分について行うものとする。
 - ア 部分払をしようとするとき。
 - イ 違約金を徴収して契約期間を延長しようとするとき。
 - ウ 契約を解除しようとするとき。
- (3) 部分検査 部分検査工事目的物の引渡し前に、その全部又は一部について部分使用 の必要が生じた場合に行うものとする。
- (4) 中間検査 中間検査は、完成検査を補完するために工事途中において必要により行うものとする。

(検査の手続)

- 第4条 監督職員は、完成通知書(指定部分に係る完成通知書を含む。以下この項及び次条第1項において同じ。)の提出があった場合は、事実を確認の上、完成確認書(施行規程様式第14号の2)に当該完成通知書(施行規程様式第14号)を添付して担当部長に提出し、検査に付するものとする。
- 2 監督職員は、既済部分検査請求書の提出があった場合は、既済部分の出来形を確認の 上、出来形確認書(施行規程様式第12号)に出来形調書、出来形図及び当該既済部 分検査請求書を添付して担当部長に提出し、検査に付するものとする。
- 3 監督職員は、部分使用について受注者の承諾が得られた場合は、当該部分の完了を確認の上、部分検査願(施行規程様式第13号)及び部分検査図を担当部長に提出し、 検査に付するものとする。

- 4 検査職員は、検査を実施する場合は監督職員に検査実施の通知をする。 (検査の時期)
- 第5条 完成検査は、完成通知書を受理した日から14日以内に行うものとする。
- 2 既済部分検査は、既済部分検査請求書を受理した日から14日以内に行うものとする。
- 3 部分検査及び中間検査は、必要なときに行うものとする。

(検査の準備)

- 第6条 監督職員は、検査前において次に掲げる事項について措置するものとする。
 - (1) 受注者に対する検査実施の通知
 - (2) 必要により工事現場における起点、終点、測点、仮 BM 等の表示又はその指示。ただし、疑義がある場合は、検査職員と協議すること。
 - (3) 設計図書、施工計画書、工事日報、品質管理資料、工事記録写真、監督記録簿その 他必要な工事関係図書の整備
- (4) 別表に掲げる検査用具のうち、当該検査に必要な用具の準備又はその指示

(検査の立会い)

第7条 検査は、監督職員が立ち会い、受注者においては、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の立会いのもとに行うものとする。

(検査の方法)

第8条 検査は、当該工事の出来形を対象とし、別に定める名古屋港管理組合請負工事検 査基準に基づき工事の実施状況、出来形及び品質等について確認し、合否の判定を行う ものとする。

(完成検査の結果)

- 第9条 検査職員は、完成検査を行ったときは、検査調書(施行規程様式第26号)を作成し、完了図を添付して担当部長に提出しなければならない。この場合において、検査の結果、その給付に不完全な部分があり、修補(軽易な修補を除く。)の必要があると認めたときは、検査調書に修補調書(施行規程様式第26号の2)を添付して担当部長に提出しなければならない。
- 2 担当部長は、**完成検査**の結果が合格と認めたときは、受注者に**完成検査**終了後7日以内に検査合格通知書(施行規程様式第15号)を、監督職員に検査結果通知書(施行規程様式第15号の2)を送付するとともに、建設部長にその旨を通知しなければならない。

(既済部分検査の結果)

第10条 検査職員は、既済部分検査を行ったときは、既済部分検査調書(施行規程様式 第21号)を作成し、出来形図を添付して担当部長に提出しなければならない。 2 担当部長は、既済部分検査調書を受理し、既済部分の出来形を確認したときは、受注者及び監督職員に対して既済部分検査確認通知書(施行規程様式第22号)を送付しなければならない。

(部分検査の結果)

- 第11条 検査職員は、部分検査を行ったときは、部分検査調書(施行規程様式第23 号)を作成し、部分検査図を添付して担当部長に提出しなければならない。
- 2 担当部長は、部分検査調書を受理し、工事の一部が完成していることを確認したとき は、受注者及び監督職員に対して部分検査確認通知書(施行規程様式第24号)を送 付しなければならない。

(中間検査の結果)

- 第12条 検査職員は、中間検査を行ったときは、中間検査報告書(施行規程様式第25 号)を作成し、中間検査図を添付して担当部長に提出しなければならない。
- 2 担当部長は、中間検査報告書を受理し、対象部分を確認したときは、受注者及び監督職員に対して中間検査確認通知書(施行規程様式第25号の2)を送付しなければならない。

(修補の命令)

- 第13条 担当部長は、第9条第1項後段の規定により修補調書の提出があった場合で、 完成検査の結果が不合格と認めたときは、受注者に対して完全履行を要求するとともに、 監督職員に対してその旨を通知しなければならない。
- 2 検査職員は、第9条第1項後段に規定する軽易な修補を要する場合は、受注者に期限 を定めて修補指示書(施行規程様式第27号)により修補を指示するとともに、修補 通知書により監督職員に通知し、かつ、検査調書及び修補指示報告書(施行規程様式 第27号の2)を担当部長に提出しなければならない。
- 3 監督職員は、前項の規定により指示された修補が終了したときは、受注者から直ちに 修補完了届を提出させ、当該修補を確認の上、当該修補完了届に修補終了確認書及び 工事記録写真等を添付して検査職員に提出しなければならない。修補終了確認書の提 出により検査職員は修補の終了を確認することができる。
- 4 検査職員は、前項の修補完了届を受け取ったときは、当該修補完了届に修補終了確認 書及び工事記録写真等を添付して担当部長に提出しなければならない。
- 5 検査職員は、第1項の規定により受注者が修補を完了した場合にあっては、修補箇所 について再検査を行うものとする。この場合における検査及び給付に係る修補につい ては、第4条第1項、第5条第1項、第6条から第9条まで及び前各項の規定を準用 する。

(準用)

第14条 建設部長及び担当部長が必要と認める委託業務については、この要綱の規定を 準用する。ただし、完了検査は、完了通知書を受理した日から10日以内に行うものと し、既済部分検査は、既済部分検査請求書を受理した日から10日以内に行うものとする。

(その他)

第15条 検査職員は、検査の結果必要があると認めるときは、設計、施工及び監理に関する改善その他について監督職員に対して指導又は助言することができる。

附則

- この訓は、平成18年8月1日から施行する。 附 則 (平成22年訓第23号)
- この訓は、平成22年9月1日から施行する。 附 則(平成23年訓第3号)
- この訓は、平成23年4月1日から施行する。 附 則(令和7年訓第7号)
- この訓は、令和7年4月1日から施行する。 附 則(令和7年訓第24号)
- この訓は、令和7年7月1日から施行する。

別表1(第6条関係)

検査用具

<u> </u>					
区分	用具				
共通	布テープ、スチールテープ、コンベックス(5m)、ポール、ピ				
	ポール、水糸、垂玉、こう配定規、トランシット、レベル、光波測				
	量機、深浅測量機、シュミットハンマー、検査用ハンマー、ノギ				
	ス、塗膜厚測定計、接地抵抗測定計、絶縁抵抗測定計、電位測定				
	器、脚立及びはしご				
破壊検査用具	つるはし、のみ、スコップ、ハンマー、コアカッター及び削岩機				
保安施設	A 型防護柵、安全帽、酸素濃度測定器、安全帯及び命綱				
保安器具					
保護具					

(注) 工事内容に応じて必要な用具を準備する。なお、疑義がある場合は、検査職員と協議すること。